

骨盤矯正の回数券購入は クーリング・オフができない？！

必ずクーリング・オフを

クーポン

お得な
回数券

今日だけの
特典！



相談事例 1

SNS広告の「1000円クーポン」を利用して整体院で骨盤矯正の施術を受けた。施術後、「30回通えばきれいな姿勢になる」と16万円の回数券の購入を勧誘された。「お金がない」「帰って考えたい」と断ったが、「今日だけの特典」としつこく勧誘され、クレジットカードの翌月1回払いで購入してしまった。契約書類はもらっていない。回数券は全く利用していない。解約したい。

相談事例 2

情報誌の「2000円クーポン」を利用して、整体院で骨盤矯正の施術を受けた。施術後、「定価7000円の施術が回数券だとお得になる」と、5回分2万円の回数券の購入をしつこく勧誘され、分割払いで購入してしまった。支払いができるか不安なので解約したい。

アドバイス

- 👉 不安に思う場合は、その場で契約しないで、きっぱりと断りましょう。SNSの広告や情報誌の「クーポン利用」をきっかけに、店舗へ行くと、「お得だから」と、強引に、高額な契約を迫られることがあります。
 - 👉 自ら店舗に行って契約した場合の整体院等での施術(※)は、特定商取引法のクーリング・オフが適用されません。
- 解約する場合の条件や返金については、事業者の規約に従うことになります。
- ※整体院等での施術・・・骨盤矯正、小顔矯正、ダイエット整体など
- 👉 不安に思ったら、すぐに、家族やお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談しましょう。



18歳から大人です。18歳になると契約による責任が生じます。
契約や買い物をする前に、慎重によく考え、賢い消費者になりましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (土曜日でも電話相談可 ※祝休日を除く)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも電話相談可 ※第3土曜日は13時まで)

☎ 消費者ホットライン (局番なし) 188 (いやや！)

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します
ナビダイヤル通話料金が発生します